

下水道(汚水処理施設)の種類

下水道法
に基づく
汚水処理施設

上田市の
下水道課

その他の
汚水処理施設

集合処理施設

流域下水道

2市町村以上の区域の下水を排除し、処理する下水道で、幹線管渠、中継ポンプ場
及び終末処理場の部分をいう。管理主体は原則として都道府県。

公共下水道（広義）

公共下水道（狭義）

主として市街地における下水を処理する。
計画人口の制限はない。

上田

丸子

南部

特定環境保全公共下水道

自然公園や農山村等の下水を処理。
計画人口1,000～10,000人

別所温泉

西内

菅平

真田

農業等集落桃水施設

農業振興地域内で原則として計画規模
20戸以上3,000人程度以下

22施設(24処理区)

コミュニティプラント 団地等の生活排水を処理。計画人口101～30,000人

淨化槽 人家等がまばらなところで各戸毎に設置。個人設置と公的設置あり。

個別処理